

新

(案) 船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の考え方

(目的)

この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。

(パートナーシップの定義)

- 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。
- 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - 同居し、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

(宣誓を行うことができる者)

- 成年であること
- 市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）
- 配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
- 近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

(必要書類)

- ①住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ②戸籍謄本等、独身であることがわかるもの ほか

(交付する書類)

- パートナーシップ宣誓証明書
- カード型証明書（希望する方のみ）

(その他)

- 宣誓を行うことができる者は、性的少数者に限定しない。
- 通称名を使用することができる。
- 市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し適切に取り扱う。
- 市は、パートナーシップ宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。

旧

(案) 船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の考え方

(目的)

この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。

(パートナーシップの定義)

- 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。
- 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

(宣誓を行うことができる者)

- 成年であること
- 市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）
- 配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
- 近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

(必要書類)

- 住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- 戸籍謄本等、独身であることがわかるもの ほか

(交付する書類)

- パートナーシップ宣誓証明書
- カード型証明書（希望する方のみ）

(その他)

- 宣誓を行うことができる者は、~~LGBT~~（性的少数者）に限定しない。
- 通称名を使用することができる。
- 市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し適切に取り扱う。
- 市は、パートナーシップ宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。